

別表1

令和元年10月

短期入所生活介護料金表

①介護保険サービス利用料金(1日あたり)

(地域加算 10.88)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	514	638	684	751	824	892	959
自己負担1割負担	559円	694円	744円	817円	897円	970円	1043円
自己負担2割負担	1,118円	1,388円	1,488円	1,634円	1,793円	1,941円	2,087円
自己負担3割負担	1,678円	2,082円	2,233円	2,451円	2,690円	2,911円	3,130円

②加算

項目	内容	自己負担1割負担	自己負担2割負担	自己負担3割負担
サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位/日	20円	40円	60円
介護職員処遇改善加算(I)	サービス総単位数の8.3%/日	49~135円	98~270円	147~405円
介護職員特定処遇改善加算(I)	サービス総単位数の2.7%/日	16~44円	32~88円	48~132円

※該当する方にかかる加算:送迎加算/184単位(片道)、療養食加算/8単位(1回/1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の算定とします)、若年性認知症受入加算/120単位(1日)。

③食費、居住費

	対象者	②食費	③居住費
第1段階	市民税非課税世帯で高齢福祉年金を需給されている方 生活保護を受給されている方	300円	820円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	820円
第3段階	市民税非課税世帯の方で、上記第2段階以外の方	650円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,870円	2,600円

(※食費内訳:朝食350円 昼食870円 夕食650円)

※本人が市民税非課税世帯者であっても、別世帯の配偶者が市民税課税者の場合は、第4段階となります。

※配偶者がいなく、本人が市民税非課税世帯者であっても、預貯金等の額の合計が1,000万円より多ければ第4段階となります。

※本人が市民税非課税世帯者で、配偶者が市民税非課税者であっても、預貯金等の額の合計が2,000万円より多ければ第4段階となります。

④介護保険の給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ等	ご希望により、コーヒー、紅茶、及びおやつにかかる費用です。	150円/日
テレビ貸出料	ご希望により、テレビを貸し出した際に要する費用です。	200円/日
日常生活上必要な諸費用	ご希望により、歯ブラシやティッシュ等の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	ご希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容にかかる費用	ご希望により、携帯している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	実費相当額
複写物	ご希望により、複写に必要な費用です。	50円/枚

※経済状況の著しい変化、関係省庁の審議の状況、その他やむを得ない事情がある場合には変更することがありますので、ご了承下さい。

1日あたりの自己負担額合計(①+②+③)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,786 円	1,921 円	1,971 円	2,044 円	2,124 円	2,197 円	2,270 円
第2段階	1,876 円	2,011 円	2,061 円	2,134 円	2,214 円	2,287 円	2,360 円
第3段階	2,626 円	2,761 円	2,811 円	2,884 円	2,964 円	3,037 円	3,110 円
第4段階1割負担	5,136 円	5,271 円	5,321 円	5,394 円	5,474 円	5,547 円	5,620 円
第4段階2割負担	5,802 円	6,072 円	6,172 円	6,318 円	6,477 円	6,625 円	6,771 円
第4段階3割負担	6,469 円	6,873 円	7,024 円	7,242 円	7,481 円	7,702 円	7,921 円

_____様 要介護度：_____ 負担割合：_____割 負担限度額：_____段階

利用期間_____日間の場合、ご利用料金は、約_____円となります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします

☆ 加算として送迎サービス(送迎体制加算)を利用した場合、負担割合が1割の方は片道200円、2割の方は片道400円、3割の方は片道600円かかります。ただし、送迎エリア(川崎市川崎区・幸区・中原区・横浜市鶴見区・港北区・東京都大田区)以外の場合は、別途遠方送迎費として、送迎エリアを5kmまで300円それ以降は5km毎300円、高速道路を利用した場合は、別途、高速道路通行料金がかかります。

☆ 料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。また、利用料金の確定している方は入所時に支払うこともできます。